

花巻市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長が市政運営上、必要とする交際費の適正な支出に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(交際費の定義)

第2条 この基準において、「交際費」とは、市長が外部との交際等、市政運営における有益性を鑑み、支出を必要とする経費をいう。

(交際費を支出できる職)

第3条 交際費を支出できる者は、市長、副市長及びその代理の者とし、それ以外の者については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、市長と協議のうえ、支出できるものとする。

(支出できる相手方)

第4条 交際費を支出できる相手は、住民自治、防災防犯、教育、体育、文化等、市政発展に寄与している者及び団体とする。ただし、市職員及び外郭団体職員については、行事内容やその行事における立場、役割を勘案し、その都度、市長と協議のうえ対応する。

(支出区分等)

第5条 交際費の支出区分等は、次に掲げるものとする。

- (1) 会費・祝金 会議、意見交換、祝賀会等のうち、飲食を伴う場合(持ち帰りを含む。)の会費または、会費等の明示がない場合は、飲食相当額とし、1万円を上限として支出する。
- (2) 弔慰 市政関係者等の葬儀及び法要等における御悔等は、5千円から1万円とし、供物は2万円程度とする。
- (3) 激励金 市民及び市内に活動拠点を置く団体が文化、スポーツ大会等に出場する場合、5千円から1万円の範囲で支出する。ただし、大会等出場に係る市補助金等が支出されている場合は、この限りでない。
- (4) その他 市政の円滑な運営において、必要なお土産代等、市長が必要と認めるものに対し、支出する。

2 前項各号の支出にあたっては、社会通念上必要最小限の範囲で行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合はその限りでない。

3 宗教、政党その他政治団体に対する場合については、交際費を支出しない。

(基準及び支出状況の公表)

第6条 この基準及びこの基準に基づく交際費の執行状況を公表する。

(見直し)

第7条 この基準については、社会経済状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成26年6月6日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年3月27日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年5月14日から施行する。